

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●豊岡市

| No. | 行政サービス等の内容 | 受理証明書の提示等 | | 問い合わせ先 | | 備考 |
|-----|--------------------|-----------|----|------------|--------------|----|
| | | 必要 | 不要 | 担当課 | 電話番号 | |
| 1 | 移住促進住宅への入居における同居者 | ○ | | 但東振興局地域振興課 | 0796-21-9032 | |
| 2 | 身体障害者等に対する軽自動車税の減免 | ○ | | 税務課 | 0796-21-9045 | |